

第5次三郷市総合計画後期基本計画 施策内容（案）

1. まちづくり方針1

「安全でいつも安心して住めるまちづくり」

扉（目指す姿）	P3
1-1-1 強靱な防災基盤の構築	P4
1-1-2 風水害対策の強化	P6
1-1-3 消防体制の充実	P8
1-2-1 防犯活動の強化	P10
1-2-2 交通安全対策の推進	P12
1-2-3 市民相談体制の充実	P14

2. まちづくり方針2

「こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり」

扉（目指す姿）	P17
2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化	P18
2-1-2 子育てと仕事の両立支援	P20
2-1-3 こどもや子育て家庭への支援	P22
2-2-1 質の高い教育及び環境の充実	P24
2-2-2 青少年健全育成の推進	P26

3. まちづくり方針3

「水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり」

扉（目指す姿）	P29
3-1-1 生活環境の保全	P30
3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出	P32
3-2-1 環境対策の推進	P34
3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理	P36
3-2-3 公共下水道の整備	P38

素案の表記について

- ・ 前期基本計画
- ・ 【資料１】 前期→後期のポイントまとめ
をベースに作成しています。

前期基本計画から変更のある文章を黄色の色かけで表記しています。

※【資料１】４（５）「子ども」→「こども」の表記変更については箇所数が多いため色かけを省略しています

まちづくり方針

1

安全でいつも安心して
住めるまちづくり

目指す姿

1-1 災害から市民の 生命と財産を守る	災害に強いまちになる ▶ 1-1-1 強靱な防災基盤の構築
	減災への対策が進むことで、最小限の被害に抑えられる ▶ 1-1-2 風水害対策の強化
	消防力の強化が図られることで、災害への対応力が向上する 適切で高度な救急処置を受けることができる ▶ 1-1-3 消防体制の充実
1-2 安心して暮らせる 地域社会をつくる	安心して暮らせるまちになる ▶ 1-2-1 防犯活動の強化
	安心して道路を利用することができる ▶ 1-2-2 交通安全対策の推進
	市民の抱える問題の早期解決が促進される 安全・安心な消費生活をおくることができる ▶ 1-2-3 市民相談体制の充実

1-1-1 強靱な防災基盤の構築

現状

- 三郷市の地形は平坦で山などにより遮るものもないため、竜巻・突風などの局地的・短時間に甚大な被害をもたらす災害も昼夜を問わず発生する可能性があります。
- 東京湾北部地震東京湾北部地震や茨城県南部地震といった巨大地震が発生した場合、ライフライン施設への深刻な影響や、木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。
- 避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われることが求められています。
- 三郷市自主防災組織¹連絡協議会において地域住民が自主的に活動しています。
- 様々な自然災害に対する備えが市民から重要視されています。
- 都市化の進展の一方、今後老朽化する橋りょうも急速に増えていく見込みです。全国的に橋りょうや上下水道管など、市民生活を支える社会基盤施設の老朽化が深刻な課題となっており、これらの対策や適切な維持管理の重要性が再認識されています。
- 昭和56年以前に旧耐震基準に基づき建築された建築物や、適切に維持管理されていない空家等や分譲マンションなどが存在し、災害時の被害拡大に繋がる恐れがあります。

資料1
4(1)

資料1
2(1)

資料1
2(2)

課題

- 起こり得る災害の特性を考慮して適切に対処できる応急体制を整える必要があります。
- 平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。
- 災害を軽減するためには、「自助」と「共助」の意識をもつことが必要です。
- 老朽化した橋りょうの架替え¹・長寿命化補修などによる長寿命化対策や緊急輸送道路²の安全点検、危険な構造物の改修、橋りょうや上下水道管などの耐震化や維持修繕、市内の昭和56年5月以前に建築された古い住宅など昭和56年以前に旧耐震基準に基づき建築された建築物や、適切に維持管理されていない空家等や分譲マンションなどに対して安全性の確保が必要です。

資料1
2(1)(2)

¹ 自主防災組織:地域住民が自主的に結成する防災組織のこと。平常時には活動は防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時には活動は情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出保護、避難誘導などの活動を行う。

² 緊急輸送道路:災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

資料1
4(2)

SDGsに向けた方向性



普段から災害を想定した行政運営を行うとともに、市民の「自助」の意識を向上することで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。

施策実現のための取組み

災害に対する 応急体制の迅速な整備	予測しがたい災害の危険性と適切な対処方法を市民にわかりやすく示すことができるよう取組みます。また、防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応援協定の締結先との協力関係を強固なものとしていきます。
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	平常時から避難所運営に関わる手順などのルールを取り決め、その手順の実効性について、訓練を通じて確認します。
物資等供給体制の整備	災害時の電力・ガス等のエネルギーや 上水道の供給停止 上下水道の使用停止に備え、食料・飲料水等の計画的な備蓄、避難所設営に必要な備品の充実に努めます。
災害に対する 地域の活動支援	三郷市自主防災組織連絡協議会において地域住民が自主的に活動できるよう、各種企画事業を支援し、市民の防災意識の向上を図ります。
地域の防災リーダーの育成	自主防災活動の活発化のため、自主防災組織の設立、防災訓練の実施、資機材等の充実に支援し、地域の防災リーダーとなる人材を育てます。
災害に対する「自助」や「共助」の強化を図る施設の整備	地域コミュニティの醸成や防災学習の場としての機能を持ち、かつ、災害時には避難スペースとしての防災機能を発揮できる施設の整備を図ります。
住宅の耐震化促進 建築物の安全性の確保	昭和56年5月以前に建築された 住宅建築物の耐震化に要する費用の一部を補助するなど、住宅の被害軽減を推進します。 必要な支援や、空家等の所有者、マンション管理組合などへの適切な管理の働きかけ等を通じて、災害時の被害軽減に努めます。
住環境の防災性向上の推進	火災による延焼被害の軽減を図るため、防火地域又は準防火地域 ³ の指定拡大などを検討します。

資料1
2(1)

資料1
3(1)

資料1
2(2)

関連する個別計画

三郷市建築物耐震改修促進計画

三郷市地域防災計画

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

関連する取組

公共下水道施設の維持管理	3-2-3
橋りょうの適正管理	4-2-2
地震に強い強靱な管路の構築	4-2-4

³ 防火地域又は準防火地域:市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域のこと。

1-1-2 風水害対策の強化

現状

- 三郷市は河川に囲まれた低地帯であるため、利根川、江戸川、荒川、中川等の大河川の堤防から水が溢れると、市内の大半が浸水すると想定されています。
- 近年頻発する集中豪雨により、排水路等の処理能力が一時的に不足し、これまで以上に浸水被害の発生が想定されます。また、満潮時等には、河川や排水路の水位が高くなり、少し強い雨でも浸水被害が発生する危険性があります。
- 江戸川水防事務組合¹において、江戸川河川流域に面した自治体が協力連携して洪水や水害等についての対策や対応に取り組んでいます。

課題

- 近年頻発している集中豪雨等の大雨への対策として、排水施設の計画的な整備・改修や排水能力の保持、また、市内各所に設置している排水機場の多くは建設から長期間経過しており、老朽化対策が必要です。
- 雨水の流出による河川への負担を軽減させるため、調整池など雨水貯留施設の整備や、また市民及び事業者にも雨水貯留浸透施設の設置を促すことが必要です。
- ハザードマップ²の普及を図ることで、「公助」のほか、「自助」「共助」の意識を高めることが必要です。
- 災害が想定される場合の正確な気象、防災情報の入手方法、避難行動を開始する判断の目安について、住民への確実な伝達が求められています。
- 河川の氾濫などの大規模被害を最小限に食い止めるには、河川流域に面した自治体が協力・連携して水防対策を強化し、訓練等を通じて実効性を高めていくことが重要となっています。
- 要配慮者利用施設³の管理者等は、洪水時の避難確保計画⁴の策定と計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられており、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

資料1
2(1)

¹ 江戸川水防事務組合:昭和39年に江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理するために設置された一部事務組合。現在は、三郷市・吉川市・松伏町・春日部市の三市一町で構成され、する埼玉県知事から指定された埼玉県知事指定の指定水防管理団体である。河川の区域は、上流から春日部市～松伏町～吉川市～三郷市までの32キロメートルで、この区域に対する洪水等の水災に対し、その被害を軽減することをこの河川区域における洪水等の水災被害の軽減を目的としている。

² ハザードマップ:災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図のこと。

³ 要配慮者利用施設:主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。(社会福祉施設、学校、医療施設等)

⁴ 避難確保計画:水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施などの事項を定めた計画のこと。

資料1
4(3)

SDGsに向けた方向性



河川や水路の排水能力の向上を図るとともに、市民の自助や共助による水防災への意識向上を目指します。

施策実現のための取組み

河川や水路の整備・改修	河川の整備・改修の推進を国や県の関係機関に働きかけるとともに、引き続き、市管理の河川や水路の整備・改修に努めます。
河川や水路、排水機場の維持管理	河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。
雨水貯留浸透施設設置促進	学校の校庭等を活用した雨水貯留事業や調整池公共施設等を活用した貯留施設などの整備、また市民及び事業者により雨水貯留浸透施設の設置を推進します。
排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備	大場川下流排水機場の排水能力向上のため、埼玉県と連携してポンプの増強に努めます。大場川上流排水機場の排水能力向上のため、国や埼玉県と連携してポンプの増強に向けた検討に努めます。また、治水対策として排水施設の計画的な整備や、老朽化対策などに努めます。
水害ハザードマップの普及	事前に危険箇所を把握し、洪水の危険性が迫っているときに安全かつスムーズな避難行動がとれるよう自助の意識を高めます。
的確で迅速な災害発生情報の提供	様々なメディアを通じて発信される各種災害情報を紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。
江戸川水防事務組合の活動の充実	水防演習の実施や水防資機材の整備等、協力関係を一層強化し、連携のとれた水防活動が実施されるよう、体制整備に努めます。
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進	洪水時の避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導・支援し、逃げ遅れが発生するのを防ぎます。

資料1
3(2)

資料1
2(1), 3(3)

関連する個別計画

江戸川水防事務組合水防計画

三郷市地域防災計画

三郷市総合治水計画

関連する取組み

関連施策

浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新

4-2-4

避難行動要支援者支援制度の推進

7-2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

1-1-3 消防体制の充実

現状

- 三郷市は令和7年頃までは人口増加が予想され、高速道路など交通網の整備が進み、産業拠点を中心とする企業立地に伴う雇用創出などにより、流入人口¹の増加も見込まれます。まちの発展と災害発生率は比例する傾向があります。
- 救急需要が増大することにより、供給が間に合わずサービスの低下が生じている状況です。救急活動時間の延伸や、これに伴う救命率の低下が懸念されます。
- これまでも消防施設や消防資機材等の整備を行っていますが、社会環境の複雑化から発生する災害は、今までに経験したことのない困難な災害となる恐れがあります。
- 消防団員の減少による地域防災力の低下を防ぐため、消防団協力事業所制度²や消防団協力サポーター事業³を行い消防団員の確保に努めていますが、雇用形態の変化により人員確保ができず高齢化が進んでいます。

資料1
2 (3)

資料1
2 (4)

課題

- 災害発生率の高まりや救急事案の増加が見込まれるため、市民の生命に直結している消防力の強化や救急隊の増隊消防及び救急体制の維持・強化が必要です。
- 応急手当普及員を育成し、市民が相互に助け合える環境づくりが重要です。また、24時間使用可能なAEDの設置を促進することが必要です。あわせて将来の地域防災の担い手となる人材育成も必要とされています。

資料1
3 (4)

¹ 流入人口:三郷市以外に常住し三郷市に通勤・通学する人口のこと。

² 消防団協力事業所制度:三郷市消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、地域の消防防災力の充実強化を図るための取組みのこと。

³ 消防団協力サポーター事業:消防団応援店において、「消防団員サポートカード・消防団員家族サポートカード」を提示した際そのお店の特典などが受けられ、消防団員の確保や地域消費の促進を目的とした取組みのこと。

SDGsに向けた方向性



計画的な消防力の整備・更新等により、消防活動や救急活動の質の向上を図ります。あわせて、自分のまちは自分で守るという意識の醸成を図ります。

施策実現のための取組み

消防施設等の充実	消防体制等の充実や消防職員の教育を図ることにより、市民の安全安心な暮らしの達成に取り組めます。
消防車両等の計画的な更新整備	まちの発展に伴い消防力の増強を実践することで、市民の安全と安心を守ります。
精強な部隊の育成	複雑多様化する災害に対して、専門的知識と技術を持った機動力のある部隊の育成を図ります。
救急業務の高度化	救命率の向上を目的とした、資器材の整備及び職員の教育に取り組めます。
消防団の充実強化	地域防災における消防団の重要性を市民に認識してもらうとともに消防団員の処遇改善を図り、充足率の向上を目指します。
地域防災力の強化	消防団機械器具置場に、水害用舟艇及び大規模災害用消防ホースの整備に取り組めます。
AEDを含む応急手当の普及推進	市民相互に助け合えるまちになることを目的に、三郷市消防本部応急手当普及推進モデルを実践するとともに、AEDの設置箇所について広報紙や市ホームページ等で周知を図ります。
次世代リーダーの育成	少年消防クラブ員に対し、規律や消防・防災について学習する機会を提供することにより、将来の地域防災の担い手となる人材育成を図ります。

関連する個別計画

三郷市消防本部消防車両等更新計画

消防資器材整備計画

救急救命士就業前研修・再教育計画

消防力の整備指針

消防団充実強化計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-1 防犯活動の強化

現状

- 市内における犯罪の件数自体はやや減少傾向にあるものの、増加傾向にあり、特に自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの被害が多発しています。
- 犯罪が巧妙・悪質化してきており、振り込め詐欺による被害の増加や子どもや高齢者など弱い立場の人を狙った犯罪なども目立つようになってきています。
- 多様化する犯罪に対し、市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わない心構えを持った行動が求められています。

資料1
2 (5)

課題

- 犯罪の抑止を図るため、防犯の啓発や自主防犯パトロール、こどもの見守りなどの防犯活動を強化するなど、地域住民と一体となって安心して暮らせるまちづくりのための取組みを行うことが必要です。
- 安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取組みを強化していく必要があります。
- 犯罪等の被害に遭った市民をはじめその家族や遺族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

資料1
3 (5)

SDGsに向けた方向性



防犯活動を市民とともに積極的に行い、犯罪の抑制に努めることで、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を図ります。

施策実現のための取組み

犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進	警察及び関係団体との連携の上、犯罪情報の発信、警察ホームページなどの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。
防犯意識の高揚	多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、市民の防犯意識を高める取組みを実施します。
地域防犯環境の整備	犯罪防止の環境整備に努め、地域と連携しての道路照明灯設置や町会防犯灯の経費支援など、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。地域の犯罪を防止するため、町会等が設置する防犯灯の新設経費や電灯料を補助します。
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	防犯ステーション ⁴ を活用し、町会・自治会、学校等と連携を図るとともに、防犯パトロールの実施や防犯対策の普及啓発に努めます。
犯罪被害者への支援	犯罪被害者等傷害見舞金の支給をはじめ、犯罪被害者に対する相談及び支援を推進します。

資料1
4 (4)

資料1
3 (5)

関連する個別計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

⁴ 防犯ステーション:地域防犯の活動拠点のこと。

まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-2 交通安全対策の推進

現状

- 交通量の増加に伴う交通環境の悪化や、安全運転に対する意識の低下により交通事故が増加する傾向があります。
- 平成 16 年以降、交通事故死傷者数は減少傾向となっていますが、交通事故死傷者数全体に占める自転車や高齢者の死傷者数の割合は増加傾向にあります。
- 歩行中における交通事故死傷者数については、7 歳の割合が突出して多いとされています。

資料1
2(6)(7)

課題

- 幅広い年齢層に対する継続的な交通安全啓発を行い、特に「7 歳」「高齢者」「自転車」をキーワードに交通安全啓発に力を入れ、交通事故防止に努めていくことが必要です。
- こどもが交通安全教育の学びを身に着けるためには「継続的な教育」と「問いかけ」が重要です。
- 交通事故が起きにくい交通環境を整備するため、道路照明、道路反射鏡、交通安全施設のさらなる充実交通安全施設のさらなる充実や老朽化対策が必要です。
- 自転車の事故防止や交通の円滑化及び駅前広場等の良好な環境の確保機能向上並びに自転車利用者の利便性向上を図るため、放置自転車対策を進めることが必要です。公共の場所における自転車の放置を防止し、良好な生活環境を保持することが求められています。

資料1
2(6)

資料1
2(6)

資料1
2(7)

資料1
2(8)

SDGsに向けた方向性



すべての人にとって、安全で快適な道路環境が提供されるとともに、市民の交通安全への意識が向上することで、交通事故が少ないまちの実現に努めます。

施策実現のための取組み

交通マナー向上に向けた啓発の推進	交通安全運動や幼児・児童生徒及び高齢者に対する交通安全教室の実施など、交通安全啓発を行い、交通安全意識の高揚と総合的な交通事故防止交通ルールの普及啓発を図ります。また、幼児・児童生徒への働きかけに当たって、保護者・教育者に対して「継続的な教育」と「問いかけ」の「きっかけ」と「環境」を提供します。	資料1 2(6)
高齢運転者の交通事故の防止	運転免許証を自主返納した高齢者に対して移動に係る費用を助成することにより、運転免許証の自主返納を推進し、もって高齢運転者の交通事故の防止を図ります。	資料1 2(6)
交通安全施設の整備	交通事故の未然防止、交通弱者等の安全の確保及び交通の円滑化交通の安全及び円滑化を図るため、交通事故が多発している道路、その他緊急に市民の交通安全を確保する必要がある道路等について、交通安全施設を設置します。交通安全施設を設置するとともに、計画的かつ定期的な点検・修繕を行います。	資料1 2(7)
放置自転車の対策	放置自転車対策として、自転車駐車場及び放置自転車保管所の整備・維持管理及び放置自転車の整理・撤去・保管・返還などを行います。	資料1 2(8)

関連する個別計画

三郷市交通安全計画

関連する取組み	関連施策
安全で良好な住環境の整備	4-1-3
安全・安心な道づくりの推進	4-2-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-3 市民相談体制の充実

現状

- 市民にとって身近に利用できる市民相談(法律相談等)を実施していますが、相談の内容が複雑・多様化しています。
- 社会の高齢化に伴い、高齢者を狙った悪質商法に関する相談が増加しています。
- 消費生活相談員は、専門資格を必要とするため、人員の確保が難しい状況となっています。

課題

- 受付の際は、相談内容をよく聞き取り、適切に各種の相談へつなげる必要があります。
- 悪徳商法の手口の周知や、被害を未然に防止するための啓発活動に力を入れていく必要があります。
- 消費者被害から高齢者等を地域全体で守る仕組みをつくる必要があります。
- 消費生活相談員の確保を図るとともに、複雑・多様化していく消費者問題に対応する必要があります。

SDGsに向けた方向性



誰もが地域社会の中で、気軽に相談することができる相談体制の充実を図ります。また、消費生活に関して必要な情報を提供します。

施策実現のための取組み

市民相談の充実	市民が抱える問題を解決するため、専門家による相談体制の充実を図ります。
消費者の自立のための支援	広報みさと、市ホームページ、パンフレット等を通じた情報提供や出前講座等により啓発を行います。
消費者被害の未然防止	消費、福祉、防犯等の行政や地域の関係者が連携し、地域全体で守る仕組みづくりを推進します。
消費生活センターの相談機能の向上	複雑・多様化している消費者取引と消費者トラブルに対応するため、研修等により消費生活相談員等のレベルアップを図ります。

関連する個別計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針 2

こどもが健やかに、
のびのびと成長できる
まちづくり

目指す姿

2-1 こどもを育てやすい 環境をつくる	安心して妊娠、出産ができる
	▶ 2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化
	ライフスタイルに合わせて、安心して子育てができる
	▶ 2-1-2 子育てと仕事の両立支援
2-2 こどもや若者が 学び、健やかに 育つ環境をつくる	すべてのこどもにあらゆる機会が開かれている
	▶ 2-1-3 こどもや子育て家庭への支援
	生きる力をすべてのこどもが身につけている
	▶ 2-2-1 質の高い教育及び環境の充実
	青少年が自覚と責任を持って社会生活を送ることができる
	▶ 2-2-2 青少年健全育成の推進

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化

現状

- 若年及び高齢での妊娠や若年妊婦や望まない妊娠、経済的困窮、外国籍など、妊娠・出産に対するニーズが多様化しています。
- 核家族化等の理由により、出産前後に親族等の周りの支援が得られない妊産婦が増加しています。
自発的に相談を求めない家庭には、健康的な生活のために必要な支援が届きにくい状況があります。
- 景気低迷により、出産に対する経済的な相談が多くなっています。

資料1
3 (6)

資料1
3 (6)

課題

- 市民が安心して安心・安全に妊娠・出産・育児ができるよう、必要な情報提供と個別性に配慮した支援や不妊に対する支援等様々な機会を捉えて対象者を把握し、誰ひとり取り残さない支援の充実が求められています。
- 産前産後の母親の育児不安や子育ての孤立感を軽減するため、母親のメンタルヘルスケアや児童虐待の予防のための妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が課題となっています。

資料1
3 (6)

SDGsに向けた方向性



すべての人が安心して妊娠、出産をできるようにするため、経済的な支援を含め妊娠期からの支援体制の充実を図ります。

施策実現のための取組み

不妊に関する支援の実施	不妊検査、不育症検査及び不妊治療を受けたかたに、検査や治療に要する費用の一部を助成します。	
子育て支援ステーションの充実 母子保健と児童福祉の機能の連携	妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、 子育て世代包括支援センター として、支援が必要な妊婦等に対し 関係機関と母子保健と児童福祉の機能を連携し適切な支援につなげます。	資料1 3(6)
妊娠期から産後までの支援の充実	妊婦に対し、助産師等との面談や妊婦健康診査の実施等、安心して出産が出来るよう支援します。 また、必要に応じて産後ケア事業による心身のケアや育児支援を行います。	資料1 3(6)
経済的な支援の充実	経済的な理由により入院助産を受けることが できない場合に支援を行います。 困難な妊婦には、出産に係る費用を助成します。	資料1 3(6)
安心な子育ての推進	実践を含めた健康教育を通じて、保護者の不安解消と健康や育児に関する理解を深めます。乳児のいる家庭への訪問など、親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。	

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

第2期三郷市健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」

関連する取組み

関連施策

健康づくり体制の整備	7-1-1
健康情報の提供	
福祉総合相談体制の推進	7-2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-2 子育てと仕事の両立支援

現状

- 子育て世代の転入、女性の就業率の上昇、~~幼児教育・保育の無償化等の要因により、保育需要の増大や長時間保育、子育ての援助などの保育・子育てニーズの多様化が想定されます。~~幼児教育・保育需要は増大傾向にあります。
- 安心してこどもを預けることのできる施設環境の整備が求められています。

資料1
3 (6)

資料1
3 (6)

課題

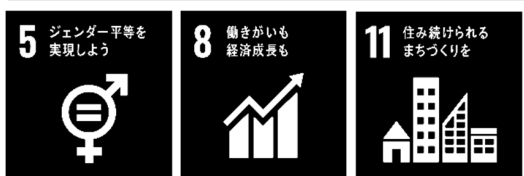
- 適切な保育サービスの提供や、~~子育て支援制度の周知や充実が必要です。~~多様化するニーズに対応する子育てサービスの充実と、活用を促すためのわかりやすい情報発信が必要です。
- ~~地域住民と連携しながら子育て支援をより機能的に行うことや~~家庭、幼稚園や保育施設、学校、児童クラブ、地域、行政等が連携して、こどもたちを心豊かに育む環境づくりを行うことが必要です。~~が求められています。~~
- 家庭環境や個人特性等が多様化する中で、幼稚園や保育施設、児童クラブ等の職員不足や各施設における提供体制の確保、預かり時間や柔軟な施設運営へのニーズ対応が課題となっています。

資料1
3 (6)

資料1
3 (6)

資料1
3 (6)

SDGsに向けた方向性



誰もが質の高い乳幼児向けのサービスを受けることができる
とともに、その保護者が安心・安全に働くことができる環境の
整備に努めます。

施策実現のための取組み

子育て家庭への 子育て支援の充実	幼児教育・保育の無償化に係る給付事業を行います。また、市内私立幼稚園等 に対して、補助金を支給します。
地域における 子育て支援	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方との相互援助活動等 により充実を図ります。
安心して子どもを 預けられる環境整備	適切な保育サービスを提供できるよう、公立、私立の保育施設等の整備・充実 を推進します。保育事業者や私立幼稚園への補助金交付等により必要な施設 数の確保と適切な施設運営を支援します。
子どもたちを心豊かに 育む環境づくり	子どもたちが放課後に安心・安全に活動できる環境を整備し、保護者と地域住 民とともにこどもの健全育成活動を行うことで、保護者の子育てを支援しま す。
児童クラブの充実	放課後ケアワーカーの確保や学校施設の有効活用による定員拡大などによ り、公営児童クラブの充実を図ります。また、民営児童クラブの運営に対し て、補助金などの支援を行います。
子育て家庭への 情報発信	市ホームページ、SNS、冊子などの様々なツールを活用し、市民等に分かり やすく制度やサービス内容の情報発信に努めます。

資料1
3 (6)

資料1
3 (6)

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み	関連施策
労働環境の充実	5-2-1
家庭教育の充実	6-2-1
男女共同参画社会づくりの推進	6-3-2
「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備	経 1-1
「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進	経 1-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
（第6回まちづくり委員会）

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもを育てやすい環境をつくる

2-1-3 こどもや子育て家庭への支援

現状

- ~~子育ての孤立や育児不安から子育てについての相談が増えています。~~核家族が増え、地域で子育てについて気軽に相談できる人が少なくなっている中、インターネットで手軽に検索できるようになった反面、誤った情報もあふれ、保護者が混乱することがあります。
- ~~適切な養育が困難な家庭に対しての支援が求められています。~~子育て家庭では、養育費用、教育費用など経済負担が大きくなっています。特にひとり親家庭は経済的な悩みに直面している場合が多く、相対的貧困の格差がこどもの教育格差につながる恐れがあります。
- こどもの発達の状態により、適切な養育の場(機会)が求められています。

資料1
3 (6)

資料1
3 (6)

課題

- ~~すべての子どもたちが平等に教育を受け、健やかな生活を送ることができるよう、各種支援制度の周知や家でも学校でもない第三の居場所の整備などが求められています。~~子育てに関する各種相談に対応し、不安の解消や必要な支援につなげることが重要です。
- 貧困による負の連鎖とならないよう、経済的な支援が求められています。
- 健康診査等を行うとともに、医療・教育・福祉等、関係各課と連携を図りながら、疾病・発育・発達等に関する支援を行うことが求められています。また、専門職等による家庭訪問などの適切な養育支援が必要です。

資料1
3 (6)

資料1
3 (6)

SDGsに向けた方向性

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



16 平和と公正を
すべての人に



こどもや子育て家庭に対して支援し、誰もが取り残されない社会づくりに努めます。

施策実現のための取組み

子育て家庭への支援

こどもの健やかな育ちを促進するため、地域子育て支援拠点において、子育ての孤独感や不安感等を緩和します。また、家庭等における生活の安定に寄与するため、児童手当の支給や、子どもに対する医療費の一部を助成します。妊娠・出産・子育てに関する相談、地域の子育て支援施設や保育所等の利用に関する情報提供、相談対応等、妊娠から子育てに関して包括的に支援を行います。

資料1
3 (6)

子育ての経済支援

子育て家庭が、安定して、自立した生活を営めるよう、手当や医療費の助成による経済的支援を行います。また、ひとり親家庭の父母等が、就職を目指して資格取得する場合の講座の費用や生活費を支給します。

資料1
3 (6)

子育ての不安解消及び 養育の支援

乳幼児の養育について支援が必要な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で専門職等による訪問を実施することで、家庭における安定した養育を可能にします。

心身の健やかな成長の 支援

保護者が乳幼児の心身の成長を理解し、安心して関われるよう相談支援を行います。また乳幼児を対象に疾病の有無や発育・発達、社会背景に着目した総合的な健康診査や乳児家庭への訪問等に取組みます。

虐待防止対策の強化

家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童相談室において専門的な相談・指導を行います。

「こどもの居場所」 づくりの推進

開設や運営に関する相談体制の整備、情報提供等を推進し、民間における「こどもの居場所」の安定的な運営を支援します。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対する医療費の一部助成や児童扶養手当を支給し経済的な自立を支援します。また、親の就職やキャリアアップを目的とした、母子家庭等自立支援教育訓練給付金などを支給します。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
関連する（第6回まちづくり委員会）

家庭教育の充実	6-2-1
生活困窮者への自立支援	7-1-2
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービス向上	
福祉総合相談体制の推進	7-2-1

資料1
4 (6)

1 こどもの居場所: こどもが過ごす物理的な場所のほか、時間や人との関係性を含め、本人が「居場所」と感じる場の総称。

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり

こどもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる

2-2-1 質の高い教育及び環境の充実

現状

- 国際化や情報化等、新しい時代に生きるこどもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。
- 三郷中央地区などでは、年少人口が急増している増加傾向にある一方、市の北部や南部では年少人口が減少傾向にあります。また、学校教育施設は、昭和40年代から50年代にかけて多く整備され、それらの施設では経年劣化が進んでいます。

資料1
2(9)

課題

- 新しい時代に必要となる資質・能力を身につけるため、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が求められる中、児童生徒の主体的な学びを育むための、指導力・意欲ある教師の育成などが必要です。
- こどもが将来にわたって持続可能な幸福を得るため、こどもの自己肯定感等を育む取組みが求められます。また、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育むため、心の教育が求められています。
- 経済的な支援が必要な世帯のこどもについても、必要な教育を受け、社会的・経済的に自立し生活を送るようになるための支援が求められています。
- 地域ごとの将来的な年少人口の増加・減少を見極め、学校の適正規模・適正配置を進めていく必要があります。また現在ある学校教育施設を今後どのように維持管理していくかについても検討する必要があります。
- 学校給食を通じて、児童生徒が正しい食生活を身につけることができるよう、食育¹により力を入れていくことも求められています。
- 新たな教育行政施策の構築が求められると共に、学校、家庭、地域、企業が連携した教育など、学校教育の一層の充実が求められています。

資料1
1(1)

¹ 食育:生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

SDGsに向けた方向性



すべての人が性別や経済的な状況に関係なく、社会情勢の変化に対応した質の高い教育を受けることができる機会を確保します。

施策実現のための取組み

児童生徒の学力向上	学校経営方針や重点目標を明確にし、日々の教育活動を展開するとともに教育活動の改善に取り組めます。また、経済的な支援が必要な世帯の児童生徒に対し、学習支援を行います。
心の教育の推進	こども一人ひとりの豊かな人間性や社会性、自己肯定感等の向上のため学校の全ての教育活動の中で、あたたかな人間関係をとおして、心の教育を推進します。
教職員の資質向上	特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質向上に取り組めます。
教育環境の整備促進	小・中学校の適正規模・適正配置に向けた取組みを行うとともに、学校教育施設の長寿命化へ向けた改修等を計画的に進めます。
安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進	安全・安心な学校給食を提供するため、衛生管理や施設整備と、給食費未納者への対策を行います。あわせて、発達段階に即した食習慣を身につけることに努めます。
社会に開かれた学校教育の推進	児童生徒の健やかな成長を目指し、学校・家庭・地域・企業が連携協力して取り組めます。

資料1
1 (1)

関連する個別計画

第2期学力向上推進5ヵ年計画

三郷市立小・中学校教育環境整備計画

三郷市立学校教育施設個別計画

関連する取組み	関連施策
こどもたちの読書環境の整備 学校図書館の充実	6-1-2
人権啓発・教育の充実	6-3-1
健康づくり体制の整備 健康情報の提供	7-1-1
地域力を醸成するための機会の創出	経2-1
民間企業等との連携の推進	経2-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
こどもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる

2-2-2 青少年健全育成の推進

現状

- 青少年期は、学校や家庭、地域社会などにおける交流の中で、豊かな人間性や社会性を養う重要な時期です。
- 核家族化や少子高齢社会の到来、地域力の低下、価値観・ライフスタイルの多様化、情報機器類の急速な発達など、青少年を取り巻く環境は著しく変化しています。
- 携帯電話等の利用の低年齢化が進む中、SNS(ソーシャルネットワークサービス)でのトラブルや、長時間に及ぶ機器使用など、新たな問題が生じています。
- 三郷市では、~~次世代青少年リーダー~~の数は増加している反面、コロナ禍による青少年団体の活動休止等により、青少年の地域活動や交流は減少傾向となっています。

資料1
2(10)

課題

- 青少年が、自尊心、自主性、協調性や豊かな人間性を育み自覚と責任を持ち、積極的に社会生活が送れるよう、家庭、学校、地域とともに青少年の健全育成に取り組む必要があります。
- こどもが将来にわたって持続可能な幸福を得るため、こどもの自己肯定感等を育む取組みが求められます。

資料1
1(1)

SDGsに向けた方向性



すべての人が、性別や経済的な状況に関係なく、豊かな人間性や社会性を身につけ、円滑に社会生活を送ることのできる社会づくりに努めます。

施策実現のための取組み

次世代リーダーの育成	青少年のリーダー養成事業を積極的に行い、地域の将来を担う若者の養成・人材確保に努めます。また、青少年関係団体のリーダー養成が推進できるよう青少年ホームを拠点とし、支援を図ります。
地域活動・地域交流の促進	家庭・学校・地域が互いに役割を果たしながら連携できるよう事業や団体支援を行うことで、青少年や地域活動に必要なネットワークの構築・活動環境の整備に努めます。
青少年をとりまく環境の整備	仲間づくり、つどいの場、安らぎの場を提供するとともに自主的に活動できるよう必要に応じた支援や、関係団体・機関と連携し、個々の実態に合わせた指導・相談を行う体制づくりに努めます。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み	関連施策
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	1-2-1
家庭教育の充実	6-2-1
「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備	経 1-1
「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進	経 1-2
有権者の政治意識向上	経 1-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
（第6回まちづくり委員会）

まちづくり方針 3

水と緑を生かした
環境にやさしい
まちづくり

目指す姿

3-1 自然を身近に 感じられる まちをつくる	質の高い生活環境が整い、快適な生活を送ることができる ▶ 3-1-1 生活環境の保全 豊かな緑や水辺環境を身近に感じることができる ▶ 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出
3-2 地球にやさしい 暮らしを実現する	一人ひとりが環境について意識した生活を送ることができる ▶ 3-2-1 環境対策の推進 ごみや廃棄物の処理が環境に配慮した形で適正に行われている ▶ 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理 汚水処理が適切に行われることで、市民生活を快適に送ることができる ▶ 3-2-3 公共下水道の整備

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
自然を身近に感じられるまちをつくる

3-1-1 生活環境の保全

現状

- 都市化の進展に伴った法令や都市計画の変更などにより、既存不適格になった施設と近隣住民との生活環境トラブルが増加傾向にあります。
- 管理不全となっている空き地が市内全域で見られます。
- 生態系の変化や外来種の繁殖により、野生鳥獣による生活環境への被害が増加しています。
- ペットを飼養する市民が増加傾向にあり、飼養マナーについてのトラブルも増加しています。
- 公共下水道の未整備などにより、排水路等から害虫が発生することがあります。

課題

- 地域の良好な環境を維持するため、引き続き公害防止策や放射線対策の推進と市民に対して必要な情報の開示など、安心安全な環境づくりが求められています。
- 管理不全となっている空き地の周辺住民から、空き地の管理者による適正管理が求められています。
- 野生鳥獣による生活環境への被害の抑制が求められています。
- ペットの適正飼養が求められています。
- 公共下水道事業の適正な運営と整備の推進を図ることが求められています。

資料1
2(11)

資料1
4(7)

SDGsに向けた方向性



公害防止対策を行い、誰もが住みよい環境を目指します。

施策実現のための取組み

公害の防止	公害防止のため、大気、悪臭、水質及び騒音等の監視や測定等を行います。
生活環境の衛生保全	草木が繁茂している空き地の管理者へ適正管理を促します。水路等に発生する衛生害虫等の発生抑制を行います。野鳥による騒音や衛生被害抑制のため、地域住民と連携した追い払い等を実施します。
放射線対策	放射線の測定を継続し、正しい情報を公表することにより、風評被害を防止しながら市民の安心・安全を図ります。
ペットの適正飼養	飼い主の飼養マナー向上のため、愛犬との暮らし方教室等啓発事業を行います。また、犬の狂犬病予防注射の接種率向上のため、集合狂犬病予防注射や啓発を行います。
生活排水処理の推進	公共下水道の未整備地区について、下水道事業を適正に運営するため、事業計画の検討を行います。

関連する個別計画

第2次三郷市環境基本計画

三郷市除染実施計画

関連する取組み	関連施策
放置自転車の対策	1-2-2
市街化調整区域における景観の維持・保全	4-1-1
良好な道路環境の整備、放置車両の撤去 不法投棄物の処分及びパトロールの徹底	4-1-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
自然を身近に感じられるまちをつくる

3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出

現状

- 三郷市は、東西を江戸川と中川の大きな河川に挟まれ、市内には大場川と第二大場川などが流れています。また、これらの河川・水路周辺には、一部に農地と屋敷林などが見られます。
- 水や緑は、人々が安全で快適な暮らしを営むうえで欠くことのできないものとして、次世代へと引き継いでいくべき財産といえます。

課題

- 都市化の進む三郷市においては、快適に暮らすための環境資源としての緑と水辺が求められています。
- 緑と水辺を身近に感じられるまちをつくるためには、市民と行政がともに守り、育て、魅力を高めていく必要があります。
- 河川環境の向上を図るため、河川浄化に対する市民意識の高揚が求められます。
- 生産緑地¹地区については、市街化区域²の都市環境の保全に役立つ緑の空間として維持しながら、災害発生時など農地の多面的な機能の活用方策についても検討し、有効に活用していくことが求められています。

¹ 生産緑地:市街化区域内の農地のうち、生産緑地法に基づき、保全すべき農地として指定されたもの。

² 市街化区域:都市計画法に基づき指定された、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが安心して利用できる公共緑地や民間の緑地の整備を行うため、自然環境に配慮しながら、市及び市民が連携して、豊かな緑や水辺環境を創出します。

施策実現のための取組み

快適な水辺空間の創出	水に親しみ、快適に歩ける緑道の整備や、花などによる緑化を推進し、「水と緑の骨格軸」「水と緑のシンボル軸」として親水環境の整備を図ります。
快適な歩行空間の創出	都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとの統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩りのある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワーク形成を図ります。
市民参加による緑化活動の支援	春及び秋の花いっぱい運動、緑化推進団体 ³ による緑化活動、また不用樹木・生垣等の緑化に対する支援制度の充実を図ります。
緑のまちづくりに対する意識啓発	市民が緑のまちづくりに関心が高まるよう、緑にふれあう機会の提供や緑の重要性・魅力についての啓発に努めます。
「緑の基本計画」の推進	「緑の基本計画」を推進するために、関係部署と連携の強化を図り、適切な進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。
河川浄化意識の向上	市民と行政が一体となった河川敷や水面のごみ回収の実施やイベントなどを通して水辺再生の意識付けや快適な河川環境の実現を図ります。
都市農地の保全	貴重な緑の空間として、農業施策との連携を図りながら、計画的に生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地 ⁴ の指定を実施することにより、市街化区域内農地の保全に努めます。

関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

第2次三郷市環境基本計画

関連する取組み	関連施策
河川や水路の整備・改修	1-1-2
農地の適切な保全	5-1-3
ボランティア活動への支援	経 1-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

³ 緑化推進団体:公園や道路などの公共空間における花壇づくりにおいて、市民・団体・事業者によるボランティア団体のこと。

⁴ 特定生産緑地:指定後30年を迎える生産緑地のうち、指定期間をさらに10年間延長する生産緑地のこと。

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
地球にやさしい暮らしを実現する

3-2-1 環境対策の推進

現状

- 三郷市環境基本条例に基づき、三郷市環境基本計画を策定し、環境施策の基本的な考え方や長期的な目標を定め、行政、市民、事業者がそれぞれの立場から取組みを進めています。

課題

- 地球温暖化が深刻な環境問題となっており、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく三郷市地球温暖化対策実行計画を策定し、三郷市が一事業者として温室効果ガス削減に取り組んでいますが、今後市民、事業者に取り組みを広めていくことが課題となります。

SDGsに向けた方向性



持続可能な社会を実現するため、市民一人ひとりが市や事業者等と連携しながら、地球温暖化対策として、環境負荷低減に取り組めます。

施策実現のための取り組み

三郷市環境基本計画の推進	三郷市環境基本計画で示される環境目標に向けて、環境負荷 ¹ の低減や、地球温暖化防止に向けた地域の取り組みなどを市民、事業者、行政が一体となり推進します。
地球温暖化防止対策推進のための意識啓発・活動支援	環境フェスタの開催や緑のカーテン事業を通じて、市民の環境意識の高揚を図り、太陽光発電システムや省エネルギー設備などの設置に対して補助金の交付を行うことで、市民の省エネに対する行動を促します。
環境負荷低減に向けた自転車利用の促進	自転車通行空間の整備など利用環境の改善に努め、環境負荷の少ない自転車利用の促進を図ります。

関連する個別計画

第2次三郷市環境基本計画

第4次三郷市地球温暖化対策実行計画

関連する取り組み	関連施策
安全で良好な住環境の整備	4-1-3
自転車通行空間の整備推進	4-2-2
自転車利用の促進	4-2-3
農業経営・生産の充実	5-1-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

¹ 環境負荷:人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。

3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理

現状

- 資源の過剰消費・大量廃棄による環境負荷を低減させるため、地域における循環型社会の構築が進められています。
- ごみの減量やリサイクルの推進などのごみ問題について、市民により深く知ってもらうため、~~ごみ分別出前講座などの開催や、見学会などを行っています。~~普及啓発に取り組んでいます。

資料1
3(7)

課題

- 環境負荷の低減が求められており、ごみの減量やリサイクルの推進が課題となっています。
- 清潔で快適な住環境を維持するためには、市民や地域と協力連携し、身近なところから環境美化活動を進めていくことが求められています。
- ごみを適正に処理するため、より適正な分別を推進するとともに、新たな分別については、~~時代すう勢社会情勢~~や市民要望を踏まえて検討していく必要があります。あわせて老朽化が進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場の更新が必要です。
- 河川の環境を守るため、トイレの排水のみを処理する単独浄化槽から、生活全般の排水を処理する合併処理浄化槽への移行を進める必要があります。

資料1
4(8)

SDGsに向けた方向性



地域において循環型社会¹を構築できるよう、ごみの分別と適正な処理を進めます。

施策実現のための取組み

ごみの削減	ごみ分別出前講座、環境美化推進委員連絡会環境美化推進員連絡会、ごみ処理施設見学会、集団資源回収の推進などにより、市民と一緒にごみを減らす工夫を考えて実行します。
美しいまち並みの維持	市民や事業者とともに市内の美化活動を行い、ごみの適正処理について意識啓発を行います。
ごみの適正処理	一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行います。また、毎年度、一般廃棄物処理実施計画や環境事業報告書を作成することで、ごみの発生抑制や資源化の状況等について進捗管理を行います。
ごみ処理の効率化	老朽化の進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、施設の強靱化と処理の効率化を図るため、更新します。
生活排水処理の向上	河川の水質に負荷を加えていると考えられる生活排水の処理のため、引き続き単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金を助成するとともに浄化槽の適正管理を推進します。

資料1
4 (9)

資料1
3 (8)

関連する個別計画

三郷市一般廃棄物処理基本計画

第2次三郷市環境基本計画

関連する取組み

地域コミュニティの活性化

関連施策

経 1-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

¹ 循環型社会:自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用するため、省資源や省エネルギーへの対策を行うなど、可能な限り環境資源のリサイクルを実践している社会のこと。

3-2-3 公共下水道¹の整備

現状

- 下水道事業は、生活環境の改善や水質保全など環境に対する役割が大きい事業となっています。
- ~~老朽化する下水道施設が増加しています。~~他自治体で下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生するなど、全国的に下水道管等の老朽化対策や維持管理の重要性が再認識されています。
- 上下水道一体での耐震化を推進するため、令和7年1月に「上下水道耐震化計画」を策定しました。

資料1
2(1)

資料1
2(1)

課題

- 公共下水道(污水)の普及率の向上のため、処理区域内の家庭を対象に、公共下水道(污水)への接続を周知、促進することで、水洗化率²を向上させることが課題となっています。
- 計画的かつ効果的な施設維持管理を行うことが課題となっています。また、**上下水道一体で**下水道施設の耐震化**を行う**など、計画的な更新を図ることが必要です。

資料1
2(1)

¹ 公共下水道:市街地における污水や雨水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

² 水洗化率:公共下水道を利用可能な人に対し、実際に利用している人の割合。

SDGsに向けた方向性



誰もが衛生的で安全なトイレを利用できるよう、下水道事業を進めるとともに、下水道への接続を促進することで、より適切に汚水処理ができるようにします。

施策実現のための取組み

公共下水道施設の耐震化及び維持管理	老朽化が進む公共下水道施設の計画的かつ効果的な維持管理を行います。また、 下水道施設の上下水道一体での耐震化 や布設替えなどの改築を計画的に行います。
公共下水道の普及促進	公共下水道事業の内容を広報し、普及を促進します。また、普及促進により公共下水道(汚水)への接続(水洗化)を図ります。
公共下水道(汚水)の整備	公共下水道(汚水)の事業認可区域 ³ において、整備推進を図ります。
最終処理施設の管理	汚水処理を適切に行うために、最終処理施設の機能維持・増強などにかかる費用を負担します。

資料1
2(1)

関連する個別計画

下水道ストックマネジメント計画

三郷市公共下水道事業中期経営計画

三郷市公共下水道基本計画・三郷市公共下水道事業計画

中川流域下水道事業計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

³ 事業認可区域:都市計画事業として、公共下水道の整備が都市計画法上の認可を受けた区域のこと。